## 欠格事項等申告書

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
- 2 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法の第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 教育職員免許法第10条の規定による免許状の失効又は同法第11条の規定による 免許状の取上の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終えた日から 10 年を経過していな い者
- ※5及び6については、教員免許状が必要な職への任用予定者のみ

私は上記のいずれにも該当しておりません。

沖縄県教育委員会 殿